

第2 救急体制・救助体制

第2 救急体制・救助体制

1 救急業務の実施体制

救急業務実施市町数は、平成26年4月1日現在14市9町である。

県内の消防本部における救急自動車の保有台数（非常用を含む。）は、平成26年4月1日現在162台（うち155台が救急救命士による高度な処置のための資機材を積載した高規格救急自動車）で、救急隊員数は、1,152人（うち専任518人）である。（第1表）

第1表 救急自動車保有台数及び救急隊員数

（平成26年4月1日現在）

救急自動車数			救急隊員数					
保有台数 合計	うち 非常用	うち 高規格救 急自動車	救急隊員 数合計	うち 女性	専任		兼任	
						うち 女性		うち 女性
162	29	155	1,152	23	518	19	634	4

2 救急業務の実施状況

(1) 救急出動件数

平成25年中における県内の救急出動件数は、124,407件で、前年と比較して3,061件、およそ2.5%の増加となっている。（第1図、第2図）

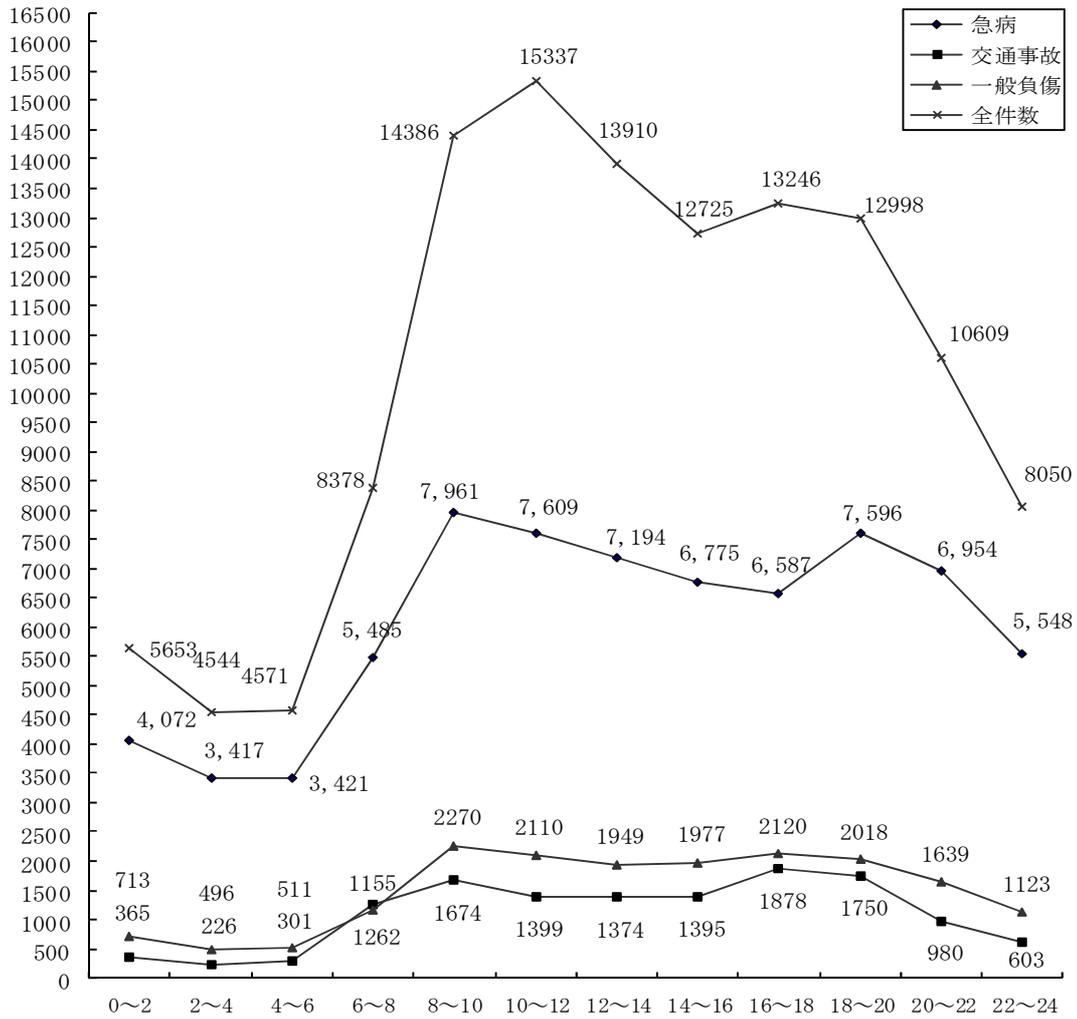
これは、県内で1日平均340件、約4分13秒に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

第1図 事故種別救急出場件数

平成25年 124,407件 (100%)	急病 72,619件 (58.4%)	一般負傷 18,081件 (14.5%)	交通事故 13,207件 (10.6%)	その他 20,500件 (16.5%)
平成24年 121,346件 (100%)	急病 70,749件 (58.3%)	一般負傷 17,473件 (14.4%)	交通事故 13,027件 (10.7%)	その他 20,097件 (16.6%)

（注）その他は、火災・自然災害・水難・労働災害・運動競技・加害・自損行為等を指す。

第2図 時間別救急出動件数（平成25年中）



第2表 事故種別救急出動件数及び搬送人員（単位：人）

	出動件数			搬送人員		
	24年中	25年中	対前年比 (%)	24年中	25年中	対前年比 (%)
計	121,346	124,407	102.5%	109,143	111,197	101.9%
火災	309	287	92.8%	145	99	68.3%
自然災害	4	3	42.8%	4	3	75.0%
水難	98	102	104.1%	52	47	90.4%
交通事故	13,027	13,207	101.4%	12,205	12,251	100.4%
労働災害	889	929	104.5%	867	895	103.2%
運動競技	814	826	101.5%	809	814	100.6%
一般負傷	17,473	18,081	103.5%	15,939	16,411	103.0%
加害	606	572	94.4%	459	443	96.5%
自損行為	1,335	1,309	98.1%	907	882	97.2%
急病	70,749	72,619	102.6%	63,514	64,828	102.1%
その他	16,042	16,472	102.7%	14,242	14,524	102.0%

救急出動件数を事故種別ごとに見ると、急病が半数以上を占め、次いで一般負傷、交通事故の順となっている。

(2) 搬送人員の状況

平成 25 年中における県内の救急搬送人員は、111,197 人で、前年と比較して 2,054 人、1.9%の増加となっている。(第 2 表)

これは、県民の約 26 人に 1 人が救急隊によって搬送されたことになる。

ア 医療機関別搬送人員

平成 25 年中に医療機関に搬送された傷病者 111,197 人のうち、99,399 人 (89.4%) は救急告示医療機関へ搬送されている。(第 3 表)

第 3 表 医療機関別搬送人員の状況

(平成 25 年中 単位：人)

告示別 経営 主体 別	救急告示医療機関						その他の医療機関						その他	合計
	国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		計		
				病院	診療所					病院	診療所			
搬送人員数	14267	26692	13188	42998	2254	99399	190	1531	68	5470	4420	11679	119	111197
うち管外	1590	2721	2433	4408	26	11178	19	155	4	530	215	923	60	12161

イ 年齢区分別・事故種別搬送人員

年齢区分別で見ると、老人が 62,386 人 (56.1%) と最も多く、成人 39,391 人 (35.4%)、乳幼児 4,760 人 (4.3%)、少年 4,436 人 (4.0%)、新生児 224 人 (0.2%) の順となっている。成人と老人で、全体の 91.5% (101,777 人) を占める。(第 3 表)

第 4 表 事故種別年齢区分別搬送人員

(平成 25 年中 単位：人)

区分	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
新生児	40	3	7	174	224
乳幼児	2,805	371	1,289	295	4,760
少年	1,571	1,314	777	774	4,436
成人	21,809	7,875	3,812	5,895	39,391
老人	38,603	2,688	10,526	10,569	62,386
計	64,828	12,251	16,411	17,707	111,197

(注) 新生児 生後 28 日未満の者 乳幼児 生後 28 日以上満 7 歳未満の者
 少年 満 7 歳以上 18 歳未満の者 成人 満 18 歳以上 65 歳未満の者
 老人 満 65 歳以上の者

ウ 傷病程度別搬送人員

死亡、重症、中等症の傷病者の割合は、全体の 58.2% (64,672 人)、入院加療を必要としない軽症傷病者の割合は、41.7% (46,429 人)、その他 0.1% (96 人) となっている。(第 4 表)

第 5 表 傷病程度別搬送人員の状況

(平成 25 年中 単位：人)

区 分	急 病	交 通 事 故	一 般 負 傷	そ の 他	計
死 亡	1,153	62	127	194	1,536
重 症	6,462	717	1,568	3,824	12,571
中 等 症	30,245	3,036	6,387	10,897	50,565
軽 症	26,926	8,424	8,310	2,769	46,429
そ の 他	42	12	19	23	96
計	64,828	12,251	16,411	17,707	111,197

また、これを年齢区分別に見ると、第 6 表のとおりである。

第 6 表 傷病程度別搬送人員の状況

(平成 25 年中 単位：人)

区 分	新生児	乳幼児	少 年	成人	老人	計
死 亡	1	10	6	340	1,179	1,536
重 症	32	119	162	3,018	9,240	12,571
中 等 症	148	1,107	1,314	15,187	32,809	50,565
軽 症	39	3,519	2,949	20,817	19,105	46,429
そ の 他	4	5	5	29	53	96
計	224	4,760	4,436	39,391	62,386	111,197

エ 収容所要時間別搬送人員

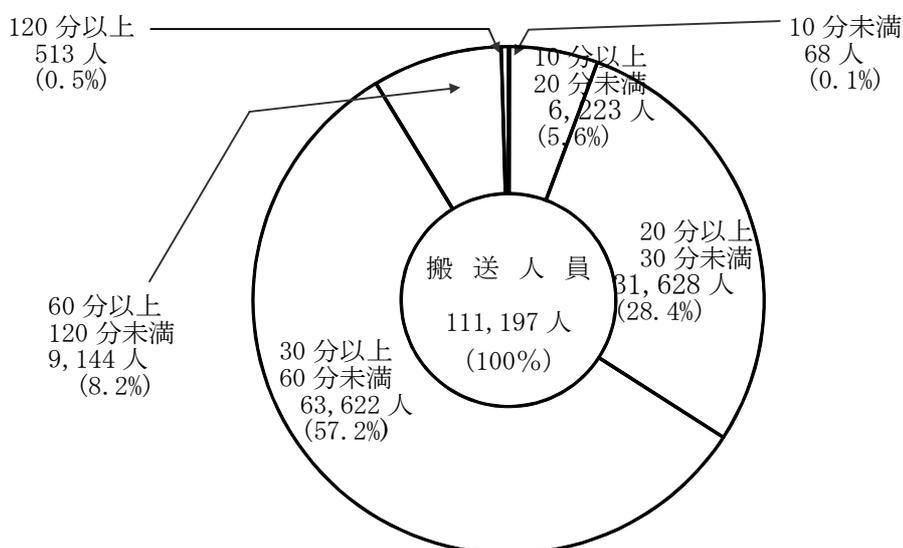
平成 25 年中の搬送人員 111,197 人についての収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するに要した時間）の状況は、30 分以上 60 分未満が 63,622 人（57.2%）で最も多く、次いで 20 分以上 30 分未満が 31,628 人（28.4%）となっている。(第 7 表、第 3 図)

第7表 収容所要時間別搬送人員の状況(1)

(平成25年中 単位:人)

収容所要時間 事故種別	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計
急病	23	2,856	17,939	39,035	4,791	184	64,828
交通事故	1	627	3,407	6,873	1,233	110	12,251
一般負傷	8	736	4,026	9,692	1,783	166	16,411
その他	36	2,004	6,256	8,022	1,337	52	17,707
計	68	6,223	31,628	63,622	9,144	513	111,197

第3図 収容所要時間別搬送人員の状況(2)



(3) 転送の状況

平成25年中の転送の状況を見ると、傷病者の98.5%(109,521人)は最初に搬送された医療機関等に収容されているが、1,676人は1回以上転送されている。

転送回数1,727回の理由は第8表のとおりである。

第8表 転送の理由 (平成25年中 単位:件)

理由	収容できなかった 医療機関	救急 告示	非告示	計
ベッド満床		11	3	14
専門外		1	32	73
医師不在		3	0	3
手術中		0	0	0
処置困難		155	278	433
理由不明		1	0	1
その他		928	275	1,203
計		1,139	588	1,727

※「その他」には、応急処置のために最初の医療機関に立ち寄った場合を含む。

(注) 「転送」とは、搬送中の者が一の医療機関に収容されなかったため、そのまま他の医療機関へ搬送されることをいう。

(4) 救急隊員が行った応急処置の状況

平成 25 年中の搬送人員 111,197 人のうち、救急隊員が応急処置を行った傷病者は 109,957 人 (98.9%) となっており、その内容は、第 9 表のとおりである。また、医療機関等へ搬送しなかった場合も、174 人に対して応急処置を行っている (第 10 表)。

(5) 不搬送の状況

平成 25 年中の不搬送の件数は、14,245 件であり、不搬送の理由は、拒否によるものが 6,566 件 (46.1%) と最も多い。(第 11 表)

第 11 表 事故種別不搬送理由の状況 (1)

(平成 25 年中 単位：件)

事故種別 不搬送理由	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
緊急性なし	1,030	168	261	111	1,570
傷病者なし	339	311	81	686	1,417
拒否	3,954	1,055	975	582	6,566
酩酊	240	10	57	173	480
死亡	1,354	24	97	382	1,857
現場処置	101	29	46	15	191
誤報・いたづら	69	11	3	314	397
その他	785	207	201	574	1,767
計	7,872	1,815	1,721	2,837	14,245

(注) 拒否 酒気を帯びていない傷病者で、傷病者又はその関係者（警察官等を含む）が搬送を拒否したもの

酩酊 酒気を帯びている傷病者で、傷病者又はその関係者（警察官等を含む。）が搬送を拒否したもの

死亡 救急隊到達時に明らかに死亡していたもの

現場処置 現場において応急処置を行い、搬送しなかったもの

第9表 救急隊員の行った応急処置の状況（搬送分）

（平成25年中 単位：件）

処置項目 事故種別	止 血	固 定	人 工 呼 吸	心 マ ッ サ ー ジ	う ち 自 動	心 肺 蘇 生	う ち 自 動	酸 素 吸 入	気 道 確 保	※				保 温	被 覆	在 宅 療 法 継 続	シ ョ ッ ク パ ン ク ツ	除 細 動	（ 静 脈 路 確 保 ） （ 輸 液 ）	薬 剤 投 与	応 急 の 処 置 の	血 圧 測 定	心 音 ・ 呼 吸 音 聴 取	飽 血 中 酸 度 測 定	心 電 図 測 定
										※ 1	※ 2	※ 3	※ 4												
急病	1,457	6,509	444	177	78	3,322	1,113	25,894	2,691	355	134	651	281	22,640	6,151	252	10	446	542	77	38,259	62,317	20,981	62,984	49,316
交通事故	836	5,628	52	14	6	323	123	3,336	214	41	15	80	17	3,862	3,217	20	0	38	42	7	6,338	11,769	3,890	11,865	6,839
一般負傷	1,496	3,938	72	27	19	572	209	4,196	412	60	67	127	66	5,337	4,722	46	2	67	103	9	8,719	15,680	3,911	15,907	9,524
その他	533	2,271	128	32	16	606	199	7,944	492	55	19	124	55	5,781	2,065	47	3	69	84	13	8,857	16,890	4,574	17,131	11,565
計	4,322	18,346	696	250	119	4,823	1,644	41,370	3,809	511	235	982	419	37,620	16,155	365	15	620	771	106	62,173	106,656	33,356	107,887	77,244

処置項目 事故種別	静 脈 路 確 保	血 糖 測 定	エ ピ ペ ン 投 与	ブ ド ウ 糖 投 与	計
急病	126	31	5	8	304,639
交通事故	5	5	2	3	58,305
一般負傷	23	6	1	0	74,770
その他	20	14	1	1	79,121
計	174	56	9	12	516,835

（注） 気道確保の※1は、経鼻エアウェイを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

※2は、喉頭鏡・鉗子等により異物除去を行った件数を内数として記載したものである。

※3は、救急救命士がラリングアルマスク等を使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

※4は、救急救命士が気管内チューブを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

第10表 救急隊員の行った現場応急処置の状況（不搬送分）

（平成25年中 単位：件）

処置項目 事故種別	止 血	固 定	人 工 呼 吸	心 マ ッ サ ー ジ	う ち 自 動	心 肺 蘇 生	う ち 自 動	酸 素 吸 入	気 道 確 保	※				保 温	被 覆	在 宅 療 法 継 続	シ ョ ッ ク パ ン ツ	除 細 動	静 脈 路 確 保 (輸 液)	薬 剤 投 与	応 急 の 処 置 の	血 圧 測 定	心 音 ・ 呼 吸 音 聴 取	飽 血 中 酸 度 測 定	心 電 図 測 定
										※ 1	※ 2	※ 3	※ 4												
急病	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	35	83	15	86	34
交通事故	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	3	16	3	17	1
一般負傷	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	24	0	0	0	0	0	13	31	2	30	4
その他	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	0	7	10	4	10	6
計	1	2	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	6	45	0	0	0	0	0	58	140	24	143	45

処置項目 事故種別	静 脈 路 確 保	血 糖 測 定	エ ピ ペ ン 投 与	ブ ド ウ 糖 投 与	計
急病	0	0	0	0	262
交通事故	0	0	0	0	53
一般負傷	0	0	0	0	106
その他	0	0	0	0	50
計	0	0	0	0	471

（注） 気道確保の※1は、経鼻エアウェイを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。
 ※2は、喉頭鏡・鉗子等により異物除去を行った件数を内数として記載したものである。
 ※3は、救急救命士がラリングアルマスク等を使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。
 ※4は、救急救命士が気管内チューブを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

3 プレホスピタル・ケアの充実とメディカルコントロール体制の整備

平成3年に救急救命士法（平成3年法律第36号）が制定され、救急救命士制度が設けられた。

救急救命士による高度な処置により県民の救命率の向上を図るため、県及び消防機関では、積極的に救急救命士の養成に取り組むとともに、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から、維持、向上させる体制（メディカルコントロール体制）を整備している。

平成26年4月1日現在、本県の救急隊124隊のうち、救急救命士を運用している救急隊は123隊（99.2%）である（第12表）。

また、救急救命士の処置範囲は順次拡大されており、平成16年7月から救急救命士による気管挿管、平成18年4月から薬剤（アドレナリン）の投与、平成26年1月から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与の実施が可能となったため、これらが実施できる救急救命士の養成に取り組んでいる。

第12表 救急救命士の運用状況

（平成26年4月1日現在）

救急隊数		救急隊員数		
救急隊総数	うち救急救命士運用隊数	救急隊員総数	うち救急救命士資格者数	うち運用中の救急救命士
124	123	1,152	642	639

4 ヘリコプター救急搬送

本県では、広島県防災ヘリコプターと広島市消防ヘリコプターの2機で救急搬送を行っており、平成25年度は、104件の救急出動があった。

県では、平成12年11月、「ヘリコプター救急搬送推進要領」を策定しソフト面の整備を図るとともに、平成14年3月には、県内10箇所（因島市、庄原市（3箇所）、廿日市市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町）に場外離着陸場（ヘリポート）を整備し、県内どこからでも1時間以内に重度の傷病者を救命救急センターへ搬送できる体制を整備した。

また、消防・防災ヘリコプターを活用し、医師等を救急現場に搬送し医療行為を行うシステムについて、平成16年度に試行事業を実施した。その結果、要請・出動体制は、円滑に機能し、救命効果が確認されたため、平成17年8月から「広島県ドクターヘリの事業」の運用を開始し、県内のどこにいても30分以内に救命医療を提供することができる体制を整備した。

平成25年5月から広島県ドクターヘリが運航開始し、専用のドクターヘリが救命医療の提供を主として行うようになったので、消防・防災ヘリコプターはそれを補完することとなった。

第13表 消防・防災ヘリコプターによる救急搬送状況

（単位：件）

区 分	防災ヘリコプター				消防ヘリコプター				合計
	（広島県防災航空隊）				（広島市消防航空隊）				
	転院搬送	現場救急	医師搬送	小 計	転院搬送	現場救急	医師搬送	小 計	
平成21年度	37（6）	15	24	76	29（7）	22	30	81	157
（うちドクターヘリの事業）	4（0）	6	10	20	5（0）	12	0	17	37
平成22年度	23（4）	7	18	51	25（5）	33	42	100	151
（うちドクターヘリの事業）	4（0）	5	9	18	4（0）	24	28	56	74
平成23年度	14（6）	17	14	45	23（4）	24	34	81	126
（うちドクターヘリの事業）	2（0）	9	11	22	7（0）	19	27	53	75
平成24年度	24（6）	16	21	61	33（8）	35	45	113	174
（うちドクターヘリの事業）	7（0）	11	19	37	14（0）	28	41	83	120
平成25年度	12（4）	9（1）	11	32	19（4）	27	26	72	104
（うちドクターヘリの事業）	2（0）	1	11	14	5（0）	14	19	38	52

注(1) 転院搬送欄の（ ）数字は、県外への搬送で内数である。

注(2) 現場救急は、ヘリコプターが着陸し、救急車から患者を引継ぎ病院へ搬送した件数。

第 14 表 消防・防災ヘリコプターのヘリポート

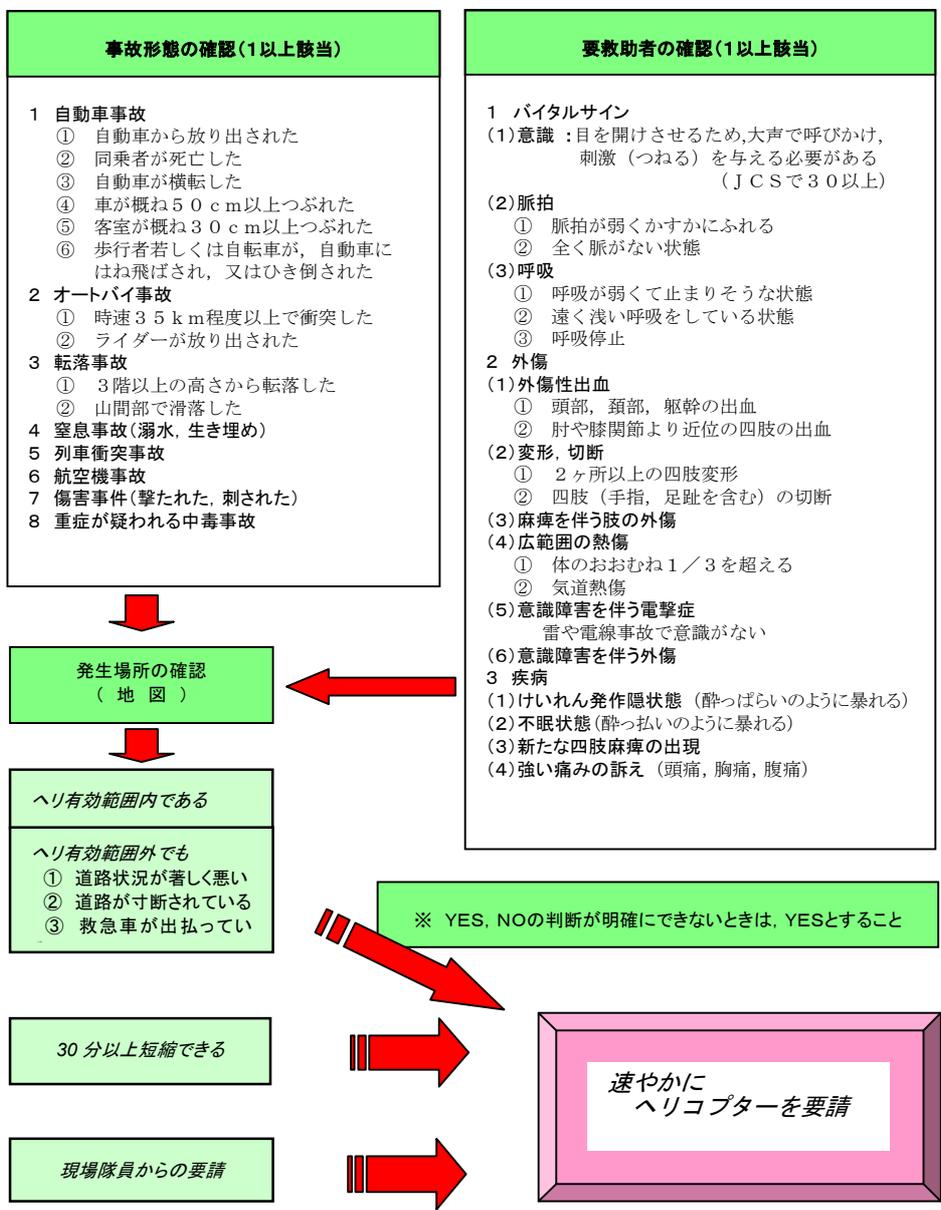
(平成 26 年 4 月 1 日現在)

ヘリポート名	所在地	面積 ヘリポート規格
因島ヘリポート	尾道市因島重井町 4 7 4 9	21,875m ²
庄原ヘリポート	庄原市新庄町字王子 8 8 - 4 9	2,543.34m ² 900m ² (30×30)
佐伯ヘリポート	廿日市市津田 5 4 5	3,552m ²
加計ヘリポート	山県郡安芸太田町見入ヶ崎地先	2,150.00m ² 400m ² (20×20)
千代田ヘリポート	山県郡北広島町大字有田 1 2 3 4	3,504.00m ² 400m ² (20×20)
大崎上島ヘリポート	豊田郡大崎上島町東野宇多賀浜 1 6 2 1 - 2 0	1,600.00m ² 625m ² (25×25)
世羅ヘリポート	世羅郡世羅町大字京丸 7 6 8 - 9 2 ほか	1,600.00m ² 400m ² (20×20)
三和町ヘリポート	神石郡神石高原町大字小島 1 3 7 0	625.00m ² 625m ² (25×25)
東城ヘリポート	庄原市東城町大字川島 9 1 8 - 1 ほか	2,081.80m ² 400m ² (20×20)
高野ヘリポート	庄原市高野町新市 1 1 5 0 - 1	1,650.06m ² 400m ² (20×20)

第4図は、ヘリコプター出動基準ガイドラインの対応をフロー化したものである。

ヘリコプター救急搬送推進要領項目	
① ヘリコプター出動基準ガイドライン	② ヘリコプター有効範囲地図の活用
③ ヘリコプター要請手続きの簡素化	④ 救急搬送要員（救急隊員）の確保
⑤ 傷病者の乗せ換え方法	⑥ 場外離着陸場の受入態勢
⑦ 教育訓練の実施	⑧ 医療機関との連携

第4図 ヘリコプター出動基準ガイドライン（119番受信時の対応フロー）



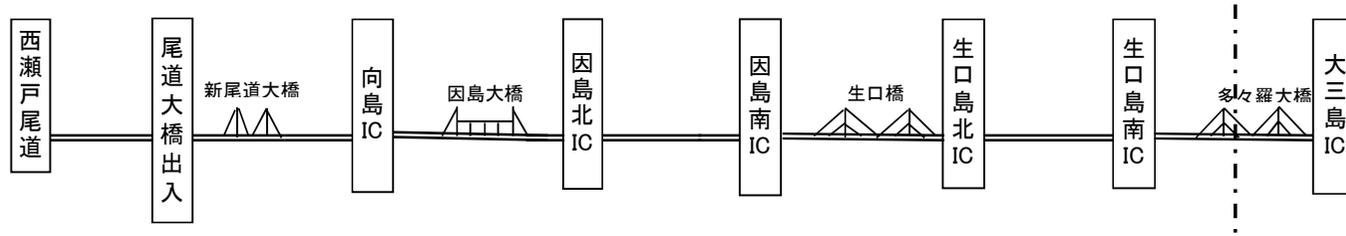
5 高速自動車国道等における救急業務実施体制

(1) 高速自動車国道における救急業務

高速自動車国道における救急業務については、インターチェンジ所在市町村の消防本部が行政区域を越えて隣接するインターチェンジまで担当しており、県内では10消防本部（道路総延長303.5 km（広島岩国道路を含む。))で業務が実施されている。

また、本州四国連絡道路（西瀬戸自動車道）においても、尾道市消防局、今治市消防本部（愛媛県）が連携し、救急業務を実施している。

第5図の2 西瀬戸自動車道における救急担当区域図(平成26年4月1日現在)



下り(今治方面)	尾道市消防局	
上り(尾道方面)	尾道市消防局	今治市消防本部(愛媛)

6 救急医療体制

平成 26 年 4 月 1 日現在，県内の救急告示医療機関は 135 ヲ所である。また，傷病者の重症度に応じて，初期・第二次・第三次と多層的に救急医療体制の整備強化が進められている。

その他，県では，救急医療施設の受入体制に関する情報を常に把握し，医療機関及び消防機関等に対して必要な情報の提供を行う救急医療情報ネットワークシステムを設置している。（第 15 表）

第 15 表 救急医療体制の整備状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区	分	整備状況	
初 期	在宅当番医制	2 2 地区医師会	
	休日・夜間急患センター	1 9 ヲ所	
第 二 次	病院群輪番制病院	1 4 地区（7 7 病院）	
第 三 次	地域救命救急センター	1 ヲ所	
	救命救急センター	4 ヲ所	
	高度救命救急センター	1 ヲ所	
救急告示医療機関		1 3 5 ヲ所	
救急医療情報ネットワークシステム		端 末 設 置 機 関 数	
		消防機関	1 3
		医療機関	1 2 1
		医師会	2 5
		救急医療情報センター	3
	県保健所（支所）	7	

（広島県健康福祉局医療介護計画課調べ）

7 救助活動の実施体制

救助隊は，平成 26 年 4 月 1 日現在，13 消防本部に 35 隊設置されている。救助隊員数は 481 人で，そのうち専任救助隊員は 216 人である。（第 16 表）

また，救助隊が乗車する車両及び救助隊の保有する資機材について第 17 表，第 21 表のとおりである。

第 16 表 救助隊数及び救助隊員数

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

救 助 隊 数			救 助 隊 員 数		
専 任 救 助 隊	兼 任 救 助 隊	計	専 任 救 助 隊 員	兼 任 救 助 隊 員	計
14	21	35	216	265	481

第 17 表 救助隊が搭乗する車両

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

救 助 工 作 車	はしご車	屈折 はしご車	ポンプ車	水槽付 ポンプ車	化 学 車	そ の 他	計
31	23	2	6	12	3	6	83

8 救助活動の実施状況

平成 25 年中の県内の救助出動実施状況は、救助出動 1,440 件、救助人員 834 人である。(第 18 表)
 救助出動人員(救助活動を行うために出動した全ての人員)は、延べ 21,751 人であり、交通事故が 9,036 人(41.5%)で最も多い。また、救助活動人員(出動人員のうち実際に救助活動を行った人員)は、延べ 5,970 人である。

第 18 表 救助活動の実施状況

(平成 25 年中)

事故種別 区 分	計	火 災	交通事故	水難事故	そ の 他
救助出動件数	1,440	17	643	105	675
救助活動件数	782	17	317	74	374
救 助 人 員	834	15	379	72	368
救助出動人員	21,751	634	9,036	2,068	10,013
救助活動人員	5,970	175	2,813	667	2,315
救助出動車両数	5,999	145	2,607	603	2,644
救助活動車両数	1,707	55	845	204	603

第 19 表 事故種別発生場所別救助活動件数

(平成 25 年中)

発生場所		事故種別	計	火	災	交通事故	水難事故	その他
屋内	住居		195		14	0	0	181
	その他の屋内		42		0	1	0	41
屋外	道路		263		1	250	2	10
	水面		113		0	28	70	15
	山岳		26		1	3	0	22
	その他の屋外		131		1	33	1	96
地下		0		0	0	0	0	
その他		12		0	2	1	9	
計			782		17	317	74	374

第 20 表 事故種別発生場所別救助人員

(平成 25 年中)

発生場所		事故種別	計	火	災	交通事故	水難事故	その他
屋内	住居		176		13	0	0	163
	その他の屋内		52		0	2	0	50
屋外	道路		314		0	303	1	10
	水面		113		0	29	69	15
	山岳		27		1	3	0	23
	その他の屋外		141		1	40	1	99
地下		0		0	0	0	0	
その他		11		0	2	1	8	
計			834		15	379	72	368

第 21 表 救助活動のための主な救助器具の保有状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	品名	保有数
省令別表第 1	三連はしご	89
	救命索発射銃	42
	油圧スプレッダー	45
	油圧切断機	34
	可搬ウィンチ	78
	エンジンカッター	122
	チェーンソー	218
	ガス溶断器	29
	可燃性ガス測定器	103
	空気呼吸器	1,103
	化学防護服（陽圧式を除く）	237
	陽圧式化学防護服	105
	放射線防護服	48
	簡易画像探索機	18
	省令別表第 2	マット型空気ジャッキ
大型油圧スプレッダー		46
大型油圧切断機		48
削岩機		39
空気鋸		46
ロープ登降機		54
ハンマドリル		38
送排風機		77
酸素呼吸器		95
省令別表第 3		画像探索機
	地中音響探知機	7
	熱画像直視装置	23
	夜間用暗視装置	7
	地震警報器	2
	電磁波探査装置	2
	水中探査装置	1
	二酸化炭素探査装置	1

(注) 「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(昭和六十一年十月一日自治省令第二十二号) 別表第 1 から別表第 3 に定められている救助器具のうち主なものを示す。

別表第 1 救助隊が備える器具

別表第 2 特別救助隊が別表第 1 に加えて備える器具

別表第 3 高度救助隊及び特別高度救助隊が別表第 1 及び第 2 に加えて備える器具

第2-1表 救急業務の実施体制（その1）

（平成26年4月1日現在）

消防本部名	人口		管内面積 (km ²) (平成26年4月1日)		(A)				(A) の内訳 (その1)								(A) の内訳 (その2)							
	H22国勢調査	うち 受託地域 人口	うち 受託地域 面積	実施市町村数 (構成市町村数)				単独・組合実施 市町村数				受託 市町村				県外受託 市町村数				任意実施 町村数				
				計	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村	計	町	村		
県計	2,860,750	134,435	8,479.81	990.75	23	14	9	-	16	13	3	-	7	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防本部設置市計	2,179,220	134,435	4,702.66	990.75	16	10	6	-	9	9	-	-	7	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	1,248,072	75,676	1,456.26	550.85	5(6)	1(2)	4	-	1	1	-	-	4(5)	0(1)	4(4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
呉市	239,973	-	353.86	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三原市	118,058	18,866	749.50	278.29	2	1	1	-	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尾道市	145,202	-	284.85	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大竹市	28,836	-	78.57	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東広島市	227,227	39,893	796.93	161.61	3	2	1	-	1	1	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廿日市市	113,334	-	343.92	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸高田市	31,487	-	537.79	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江田島市	27,031	-	100.98	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防本部設置町計	70,411	-	656.69	-	2	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
府中町	50,442	-	10.45	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北広島町	19,969	-	646.24	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防一部事務組合計	611,119	-	3,120.46	-	5	4	1	-	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備北地区消防組合	96,849	-	2,024.79	-	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福山地区消防組合	514,270	-	1,095.67	-	3	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※()は、延べ数

第2-1表 救急業務の実施体制（その2）

（平成26年4月1日現在）

区分 消防本部名	救急自動車数				
	基準台数※		保有台数	うち非常用	急用も含む うち高規格救
	基準台数 人口による	勘案した増減を した状況			
県計	74	61	162	29	155
消防本部設置市計	55	48	120	18	114
広島市	24	14	44	6	44
呉市	7	8	16	1	15
三原市	4	1	9	4	9
尾道市	5	6	11	3	9
大竹市	1	-	3	-	3
東広島市	7	10	19	2	17
廿日市市	4	6	11	1	10
安芸高田市	2	1	4	1	4
江田島市	1	2	3	-	3
消防本部設置町計	3	4	8	2	8
府中町	2	-	3	1	3
北広島町	1	4	5	1	5
消防一部事務組合計	16	9	34	9	33
備北地区消防組合	4	6	13	3	13
福山地区消防組合	12	3	21	6	20

※「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示）による基準台数

第2-2表 救急隊及び救急隊員数

(平成26年4月1日現在)

区分 消防本部名	救急隊数			救急隊員数				
	総数	うち救急救命士運用隊数		総数	うち女性	救急救命士資格者数	うち女性	うち運用救命士数
		常時	一部					
県計	124	123	1	1,152	23	642	16	639
消防本部設置市計	93	92	1	862	18	489	12	486
広島市	38	38	0	348	8	244	5	244
呉市	14	14	0	122	3	71	3	69
三原市	5	5	0	44		29		29
尾道市	8	8	0	64	2	32	1	32
大竹市	2	2	0	22		9		9
東広島市	10	10	0	71	1	50	1	50
廿日市市	10	10	0	114	2	36	2	36
安芸高田市	3	3	0	32	1	9		9
江田島市	3	2	1	45	1	9		8
消防本部設置町計	6	6	0	73	1	26	0	26
府中町	2	2	0	29	1	10		10
北広島町	4	4	0	44		16		16
消防一部事務組合計	25	25	0	217	4	127	4	127
備北地区消防組合	10	10	0	108	1	47	1	47
福山地区消防組合	15	15	0	109	3	80	3	80

第2-3表 経営主体別医療機関数

(平成26年4月1日現在)

区分	医療機関数																	
	救急告示医療機関						その他の医療機関						計					
	国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		計
病院				診療所	病院					診療所	病院					診療所		
消防本部名																		
県計	6	17	8	79	26	136	15	46	1	131	2,568	2,761	21	63	9	210	2,594	2,897
消防本部設置市計	5	11	6	57	17	96	15	30	1	97	2,037	2,180	20	41	7	154	2,054	2,276
広島市	1	6	2	34	16	59	-	2	-	47	1,264	1,313	1	8	2	81	1,280	1,372
呉市	2	1	-	4	-	7	10	8	-	18	237	273	12	9	-	22	237	280
三原市	-	1	1	6	-	8	-	2	-	6	84	92	-	3	1	12	84	100
尾道市	-	2	1	2	-	5	-	5	-	6	133	144	-	7	1	8	133	149
大竹市	1	-	-	-	-	1	-	1	-	2	29	32	1	1	-	2	29	33
東広島市	1	1	-	8	1	11	5	9	1	7	165	187	6	10	1	15	166	198
廿日市市	-	-	1	-	-	1	-	2	-	9	88	99	-	2	1	9	88	100
安芸高田市	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1	19	21	-	1	1	1	19	22
江田島市	-	-	-	3	-	3	-	-	-	1	18	19	-	-	-	4	18	22
消防本部設置町計	-	-	-	4	-	4	-	3	-	2	49	54	-	3	-	6	49	58
府中町	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	40	41	-	-	-	2	40	42
北広島町	-	-	-	3	-	3	-	3	-	1	9	13	-	3	-	4	9	16
消防一部事務組合計	1	6	2	18	9	36	-	13	-	32	482	527	1	19	2	50	491	563
備北地区消防組合	-	2	1	-	3	6	-	13	-	7	95	115	-	15	1	7	98	121
福山地区消防組合	1	4	1	18	6	30	-	-	-	25	387	412	1	4	1	43	393	442

第2-4表 事故種別救急出場件数

(平成25年中 単位：件)

区分 消防本部名	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他				計
											転院搬送	医師搬送	資機材等搬送	その他	
県計	287	3	102	13,207	929	826	18,081	572	1,309	72,619	14,620	193	4	1,655	124,407
消防本部設置市計	261	3	80	10,014	736	657	14,092	474	1,029	56,427	10,590	142	2	1,577	96,084
広島市	177	-	40	6,202	415	405	7,972	327	660	32,855	4,963	108	1	1,322	55,447
呉市	8	1	13	917	73	56	1,594	40	83	6,468	1,121	9	-	143	10,526
三原市	6	-	2	560	48	46	747	29	42	2,913	515	2	-	12	4,922
尾道市	6	-	9	642	59	36	1,075	14	59	3,985	1,032	16	1	48	6,982
大竹市	-	-	-	125	8	4	224	3	7	864	232	-	-	2	1,469
東広島市	36	1	5	951	68	59	1,193	33	99	4,716	1,303	6	-	26	8,496
廿日市市	27	1	3	422	43	39	860	19	46	3,000	780	1	-	22	5,263
安芸高田市	1	-	-	118	15	7	212	3	14	808	233	-	-	-	1,411
江田島市	-	-	8	77	7	5	215	6	19	818	411	-	-	2	1,568
消防本部設置町計	1	-	-	292	33	28	513	8	34	1,780	400	-	-	29	3,118
府中町	1	-	-	193	12	19	335	8	24	1,244	217	-	-	26	2,079
北広島町	-	-	-	99	21	9	178	-	10	536	183	-	-	3	1,039
消防一部事務組合計	25	-	22	2,901	160	141	3,476	90	246	14,412	3,630	51	2	49	25,205
備北地区消防組合	6	-	3	303	44	32	615	9	43	2,568	604	-	-	31	4,258
福山地区消防組合	19	-	19	2,598	116	109	2,861	81	203	11,844	3,026	51	2	18	20,947

第2-5表 事故種別救急搬送人員

(平成25年中 単位：人)

区 分	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	そ の 他	計
消防本部名												
県計	99	3	47	12,251	895	814	16,411	443	882	64,828	14,524	111,197
消防本部設置市計	77	3	37	9,098	703	645	12,626	363	700	49,985	10,489	84,726
広島市	45	-	14	5,342	390	395	7,000	232	472	28,586	4,961	47,437
呉市	9	1	11	903	73	57	1,473	38	50	5,953	1,129	9,697
三原市	4	-	1	540	46	45	707	25	24	2,674	516	4,582
尾道市	6	-	5	609	58	34	1,012	14	36	3,696	1,042	6,512
大竹市	-	-	-	131	8	4	192	3	3	715	233	1,289
東広島市	9	1	-	959	66	59	1,062	26	61	4,190	1,183	7,616
廿日市市	2	1	1	407	43	39	775	15	34	2,646	782	4,745
安芸高田市	2	-	-	132	13	7	205	3	9	760	233	1,364
江田島市	-	-	5	75	6	5	200	7	11	765	410	1,484
消防本部設置町計	1	-	-	259	32	28	479	2	20	1,599	403	2,823
府中町	1	-	-	168	12	19	309	2	17	1,111	222	1,861
北広島町	-	-	-	91	20	9	170	-	3	488	181	962
消防一部事務組合計	21	-	10	2,894	160	141	3,306	78	162	13,244	3,632	23,648
備北地区消防組合	6	-	2	336	44	33	589	9	24	2,433	606	4,082
福山地区消防組合	15	-	8	2,558	116	108	2,717	69	138	10,811	3,026	19,566

第2-6表 医療機関に搬送された傷病者数

(平成25年中 単位：人)

区分	急病		交通事故		一般負傷		その他		計	
	うち管内	うち管外	うち管内	うち管外	うち管内	うち管外	うち管内	うち管外	うち管内	うち管外
消防本部名										
県計	64,828 (57,603)	6,183 (5,647)	12,251 (10,855)	1,072 (981)	16,411 (14,736)	1,638 (1,501)	17,707 (16,205)	3,268 (3,049)	111,197 (99,399)	12,161 (11,178)
消防本部設置市計	49,985 (44,427)	4,697 (4,344)	9,098 (8,051)	839 (776)	12,626 (11,237)	1,205 (1,116)	13,017 (12,137)	2,484 (2,308)	84,726 (75,852)	9,225 (8,544)
広島市	28,586 (25,891)	2,165 (2,078)	5,342 (4,767)	453 (437)	7,000 (6,411)	540 (526)	6,509 (6,065)	631 (594)	47,437 (43,134)	3,789 (3,635)
呉市	5,953 (5,534)	131 (75)	903 (791)	15 (11)	1,473 (1,346)	25 (22)	1,368 (1,313)	70 (59)	9,697 (8,984)	241 (167)
三原市	2,674 (2,438)	304 (301)	540 (524)	51 (51)	707 (659)	40 (39)	661 (612)	196 (183)	4,582 (4,233)	591 (574)
尾道市	3,696 (2,861)	117 (94)	609 (496)	27 (26)	1,012 (781)	30 (25)	1,195 (1,086)	138 (122)	6,512 (5,224)	312 (267)
大竹市	715 (656)	213 (205)	131 (105)	32 (29)	192 (167)	37 (33)	251 (240)	151 (141)	1,289 (1,168)	433 (408)
東広島市	4,190 (3,806)	462 (384)	959 (922)	66 (65)	1,062 (976)	93 (88)	1,405 (1,295)	451 (393)	7,616 (6,999)	1,072 (930)
廿日市市	2,646 (1,971)	849 (760)	407 (265)	159 (123)	775 (562)	365 (309)	917 (834)	280 (251)	4,745 (3,632)	1,653 (1,443)
安芸高田市	760 (747)	139 (138)	132 (129)	11 (11)	205 (202)	19 (19)	267 (266)	157 (157)	1,364 (1,344)	326 (325)
江田島市	765 (523)	317 (309)	75 (52)	25 (23)	200 (133)	56 (55)	444 (426)	410 (408)	1,484 (1,134)	808 (795)
消防本部設置町計	1,599 (1,517)	868 (813)	259 (241)	139 (127)	479 (452)	264 (246)	486 (474)	387 (379)	2,823 (2,684)	1,658 (1,565)
府中町	1,111 (1,044)	657 (609)	168 (152)	91 (81)	309 (283)	177 (159)	273 (263)	198 (192)	1,861 (1,742)	1,123 (1,041)
北広島町	488 (473)	211 (204)	91 (89)	48 (46)	170 (169)	87 (87)	213 (211)	189 (187)	962 (942)	535 (524)
消防一部事務組合計	13,244 (11,659)	618 (490)	2,894 (2,563)	94 (78)	3,306 (3,047)	169 (139)	4,204 (3,594)	397 (362)	23,648 (20,863)	1,278 (1,069)
備北地区消防組合	2,433 (2,188)	60 (54)	336 (303)	8 (6)	589 (526)	15 (12)	724 (677)	77 (69)	4,082 (3,694)	160 (141)
福山地区消防組合	10,811 (9,471)	558 (436)	2,558 (2,260)	86 (72)	2,717 (2,521)	154 (127)	3,480 (2,917)	320 (293)	19,566 (17,169)	1,118 (928)

(注) () 内は、救急告示医療機関への搬送人員(内数)である。

第 2 - 7 表 年齢区分別搬送人員

(平成25年中 単位：人)

区 分	新 生 児	乳 幼 児	少 年	成 人	老 人	計
消防本部名						
県計	224	4,760	4,436	39,391	62,386	111,197
消防本部設置市計	131	3,584	3,264	30,451	47,296	84,726
広島市	68	2,354	2,039	19,045	23,931	47,437
呉市	10	315	299	2,688	6,385	9,697
三原市	3	137	164	1,377	2,901	4,582
尾道市	18	154	160	1,831	4,349	6,512
大竹市	0	26	32	372	859	1,289
東広島市	22	316	306	2,787	4,185	7,616
廿日市市	7	209	184	1,684	2,661	4,745
安芸高田市	1	44	40	366	913	1,364
江田島市	2	29	40	301	1,112	1,484
消防本部設置町計	2	115	113	959	1,634	2,823
府中町	2	93	74	667	1,025	1,861
北広島町	-	22	39	292	609	962
消防一部事務組合計	91	1,061	1,059	7,981	13,456	23,648
備北地区消防組合	7	101	118	1,055	2,801	4,082
福山地区消防組合	84	960	941	6,926	10,655	19,566

第 2 - 8 表 現場到着所要時間別出場件数

(平成25年中 単位：件)

区 分 消防本部名	3分未満	3分以上 5分未満	5分以上 10分未満	10分以上 20分未満	20分以上	計
	県計	2,175	15,694	76,868	27,424	
消防本部設置市計	1,377	12,585	60,076	20,409	1,637	96,084
広島市	519	6,444	37,679	9,936	869	55,447
呉市	230	2,363	6,219	1,616	98	10,526
三原市	69	515	2,671	1,539	128	4,922
尾道市	143	1,028	4,011	1,662	138	6,982
大竹市	64	395	889	96	25	1,469
東広島市	147	760	4,217	3,256	116	8,496
廿日市市	113	740	3,441	911	58	5,263
安芸高田市	65	164	274	737	171	1,411
江田島市	27	176	675	656	34	1,568
消防本部設置町計	94	436	2,043	507	38	3,118
府中町	50	305	1,540	180	4	2,079
北広島町	44	131	503	327	34	1,039
消防一部事務組合計	704	2,673	14,749	6,508	571	25,205
備北地区消防組合	360	982	1,683	1,081	152	4,258
福山地区消防組合	344	1,691	13,066	5,427	419	20,947

第2-9表 收容所要時間別搬送人員

(平成25年中 単位：人)

区分 消防本部名	10分未満		10分以上 20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 60分未満		60分以上 120分未満		120分以上		計	
		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外
県計	68	1	6,223	60	31,628	1,275	63,622	7,882	9,144	2,779	512	164	111,197	12,161
消防本部設置市計	42	1	3,900	44	23,081	879	49,844	6,114	7,398	2,059	461	128	84,726	9,225
広島市	15	-	1,483	41	12,204	650	29,005	2,590	4,394	476	336	32	47,437	3,789
呉市	-	-	566	-	2,941	4	5,494	140	680	89	16	8	9,697	241
三原市	4	-	645	1	1,606	59	2,141	429	186	102	0	0	4,582	591
尾道市	4	-	330	-	2,357	10	3,516	202	302	99	3	1	6,512	312
大竹市	1	-	77	1	413	11	693	338	102	80	3	3	1,289	433
東広島市	6	-	426	-	2,088	25	4,530	705	552	332	14	10	7,616	1,072
廿日市市	2	-	216	1	1,009	107	2,893	1,137	576	372	49	36	4,745	1,653
安芸高田市	9	1	111	-	213	1	869	231	159	90	3	3	1,364	326
江田島市	1	-	46	-	250	12	703	342	447	419	37	35	1,484	808
消防本部設置町計	1	-	65	0	414	104	1,805	1,088	514	442	24	24	2,823	1,658
府中町	0	-	23	0	282	99	1,275	784	265	224	16	16	1,861	1,123
北広島町	1	-	42	-	132	5	530	304	249	218	8	8	962	535
消防一部事務組合計	25	-	2,258	16	8,133	292	11,973	680	1,232	278	27	12	23,648	1,278
備北地区消防組合	6	-	640	2	1,078	15	1,976	58	369	77	13	8	4,082	160
福山地区消防組合	19	-	1,618	14	7,055	277	9,997	622	863	201	14	4	19,566	1,118

第2-10表 医師の現場出場件数

(平成25年中 単位：件)

区分	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
消防本部名					
県計	23	8	4	44	79
消防本部設置市計	16	7	3	30	56
広島市	5	1	1	2	9
呉市	4	2	0	4	10
三原市	-	1	-	1	2
尾道市	1	-	-	13	14
大竹市	1	-	-	1	2
東広島市	2	1	-	4	7
廿日市市	-	1	-	-	1
安芸高田市	1	-	-	1	2
江田島市	2	1	2	4	9
消防本部設置町計	5	1	1	4	11
府中町	-	1	1	1	3
北広島町	5	-	-	3	8
消防一部事務組合計	2	-	-	10	12
備北地区消防組合	-	-	-	-	-
福山地区消防組合	2	-	-	10	12

第2-1-1表 事故種別不搬送件数

(平成25年中 単位：件)

区分 消防本部名	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他				計
											転院搬送	医師搬送	資機材等搬送	その他	
県計	197	-	58	1,815	36	18	1,721	141	428	7,872	197	193	4	1,565	14,245
消防本部設置市計	192	-	46	1,517	35	17	1,502	120	330	6,501	183	142	2	1,503	12,090
広島市	134	-	28	1,089	26	12	989	97	189	4,296	56	108	1	1,273	8,298
呉市	1	-	3	77	1	-	125	5	33	524	-	9	-	137	915
三原市	3	-	1	73	2	1	43	6	18	241	2	2	-	9	401
尾道市	-	-	4	75	1	2	64	-	23	291	-	16	1	39	516
大竹市	-	-	-	10	-	-	32	-	4	149	-	-	-	1	196
東広島市	29	-	5	123	2	2	134	7	38	534	122	6	-	25	1,027
廿日市市	25	-	2	56	-	-	91	4	12	358	1	1	-	19	569
安芸高田市	-	-	-	9	2	-	9	-	5	49	-	-	-	-	74
江田島市	-	-	3	5	1	-	15	1	8	59	2	-	-	-	94
消防本部設置町計	-	-	-	47	1	-	36	6	14	182	2	-	-	25	313
府中町	-	-	-	26	-	-	27	6	7	134	-	-	-	22	222
北広島町	-	-	-	21	1	-	9	-	7	48	2	-	-	3	91
消防一部事務組合計	5	-	12	251	-	1	183	15	84	1,189	12	51	2	37	1,842
備北地区消防組合	-	-	1	24	-	-	28	-	19	139	2	-	-	27	240
福山地区消防組合	5	-	11	227	-	1	155	15	65	1,050	10	51	2	10	1,602

第2-12表 救助隊数及び救助隊員数

(平成26年4月1日現在)

区分 消防本部名	救助隊数 (単位：隊)			救助隊員数 (単位：人)		
	計	専任 救助隊	兼任 救助隊	計	専任 救助隊	兼任 救助隊
県計	35	14	21	481	216	265
消防本部設置市計	24	11	13	321	180	141
広島市	8	8	-	138	138	-
呉市	6	-	6	44	-	44
三原市	1	-	1	14	-	14
尾道市	1	1	-	14	14	-
大竹市	1	-	1	12	-	12
東広島市	3	1	2	37	16	21
廿日市市	2	1	1	24	12	12
安芸高田市	1	-	1	26	-	26
江田島市	1	-	1	12	-	12
消防本部設置町計	2	1	1	40	10	30
府中町	1	1	-	10	10	-
北広島町	1	-	1	30	-	30
消防一部事務組合計	9	2	7	120	26	94
備北地区消防組合	3	1	2	32	10	22
福山地区消防組合	6	1	5	88	16	72

第2-13表 救助隊が搭乗する車両

(平成26年4月1日現在 単位：台)

区分 消防本部名	救助	はしご車	屈折	ポンプ車	水槽付	化学車	その他	計
	工作車		はしご車		ポンプ車			
県計	31	23	2	6	12	3	6	83
消防本部設置市計	21	16	2	5	7	3	6	60
広島市	8	8	1	1	3	-	1	22
呉市	3	3	-	3	2	2	-	13
三原市	1	-	-	1	-	-	1	3
尾道市	1	1	-	-	-	-	2	4
大竹市	1	-	-	-	1	1	1	4
東広島市	3	2	1	-	-	-	-	6
廿日市市	2	1	-	-	-	-	-	3
安芸高田市	1	-	-	-	-	-	-	1
江田島市	1	1	-	-	1	-	1	4
消防本部設置町計	2	1	-	-	1	-	-	4
府中町	1	1	-	-	-	-	-	2
北広島町	1	-	-	-	1	-	-	2
消防一部事務組合計	8	6	-	1	4	-	-	19
備北地区消防組合	3	2	-	-	-	-	-	5
福山地区消防組合	5	4	-	1	4	-	-	14

第2-14表 事故種別救助出動件数

(平成25年中 単位：件)

区分 消防本部名	火 災		交通 事故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	14	3	643	105	2	35	244	9	-	385	1,440
消防本部設置市計	13	2	418	78	1	23	197	8	-	324	1,064
広島市	5	-	160	45	-	16	191	4	-	241	662
呉市	2	-	21	11	-	3	-	-	-	3	40
三原市	1	-	75	5	-	1	-	-	-	12	94
尾道市	1	-	18	5	-	2	-	-	-	7	33
大竹市	-	-	8	1	-	-	-	1	-	2	12
東広島市	3	1	103	4	-	1	4	1	-	45	162
廿日市市	1	-	16	2	1	-	2	2	-	9	33
安芸高田市	-	-	13	-	-	-	-	-	-	3	16
江田島市	-	1	4	5	-	-	-	-	-	2	12
消防本部設置町計	-	-	24	1	-	2	1	-	-	14	42
府中町	-	-	7	-	-	-	-	-	-	10	17
北広島町	-	-	17	1	-	2	1	-	-	4	25
消防一部事務組合計	1	1	201	26	1	10	46	1	-	47	334
備北地区消防組合	-	1	47	4	-	4	10	-	-	14	80
福山地区消防組合	1	-	154	22	1	6	36	1	-	33	254

(注) 「救助出動件数」とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数をいう。

第2-15表 事故種別救助活動件数

(平成25年中 単位：件)

区分 消防本部名	火 災		交通 事故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	14	3	317	74	1	18	167	6	-	182	782
消防本部設置市計	13	2	230	55	1	14	147	5	-	146	613
広島市	5	-	80	32	-	9	142	1	-	99	368
呉市	2	-	20	9	-	3	-	-	-	3	37
三原市	1	-	60	3	-	-	-	-	-	9	73
尾道市	1	-	11	4	-	2	-	-	-	7	25
大竹市	-	-	6	-	-	-	-	1	-	2	9
東広島市	3	1	35	2	-	-	3	1	-	15	60
廿日市市	1	-	11	1	1	-	2	2	-	9	27
安芸高田市	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	5
江田島市	-	1	2	4	-	-	-	-	-	2	9
消防本部設置町計	-	-	10	1	-	1	-	-	-	10	22
府中町	-	-	1	-	-	-	-	-	-	7	8
北広島町	-	-	9	1	-	1	-	-	-	3	14
消防一部事務組合計	1	1	77	18	-	3	20	1	-	26	147
備北地区消防組合	-	1	17	1	-	1	5	-	-	9	34
福山地区消防組合	1	-	60	17	-	2	15	1	-	17	113

(注) 「救助活動件数」とは、救助出動件数のうち、実際に救助活動を行った件数をいう。

第2-16表 事故種別救助人員の状況

(平成25年中 単位：人)

区分 消防本部名	火 災		交通 事故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	7	2	346	40	1	13	87	4	-	127	627
消防本部設置市計	7	2	264	31	1	9	74	4	-	98	490
広島市	2	-	79	14	-	5	73	1	-	59	233
呉市	1	-	29	9	-	3	-	-	-	4	46
三原市	1	-	82	3	-	-	-	-	-	9	95
尾道市	-	-	15	2	-	1	-	-	-	7	25
大竹市	-	-	5	-	-	-	-	-	-	3	8
東広島市	2	-	33	1	-	-	-	1	-	10	47
廿日市市	1	-	11	-	1	-	1	2	-	4	20
安芸高田市	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	8
江田島市	-	2	2	2	-	-	-	-	-	2	8
消防本部設置町計	-	-	9	1	-	1	-	-	-	10	21
府中町	-	-	1	-	-	-	-	-	-	7	8
北広島町	-	-	8	1	-	1	-	-	-	3	13
消防一部事務組合計	-	-	73	8	-	3	13	-	-	19	116
備北地区消防組合	-	-	18	1	-	1	4	-	-	7	31
福山地区消防組合	-	-	55	7	-	2	9	-	-	12	85

第2-17表 火災時における救助活動の状況

(平成25年中)

区 分	火災件数	救 助 活 動	同 左 に	救 助 人 員	救 助 人 員
消防本部名		を 行 っ た	出 動 し た	を 伴 っ た	数
		火 災 件 数	消 防 隊 数	火 災 件 数	数
県計	-	17	143	15	15
消防本部設置市計	-	15	129	13	13
広島市		5	52	5	5
呉市		2	13	2	2
三原市		1	8	1	1
尾道市		1	8	-	-
大竹市		-	-	-	-
東広島市		4	35	3	3
廿日市市		1	8	1	1
安芸高田市		-	-	-	-
江田島市		1	5	1	1
消防本部設置町計	-	-	-	-	-
府中町		-	-	-	-
北広島町		-	-	-	-
消防一部事務組合計	-	2	14	2	2
備北地区消防組合		1	4	1	1
福山地区消防組合		1	10	1	1

第2-18表 事故種別救助出動人員

(平成25年中 単位：人)

区分 消防本部名	火災		交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械による 事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他の 事故	計
	建物	建物以外									
県計	152	23	2,813	667	66	160	870	60	-	1,159	5,970
消防本部設置市計	144	9	2,001	451	66	119	686	47	-	857	4,380
広島市	23	-	391	203	-	43	662	5	-	471	1,798
呉市	52	-	322	130	-	53	-	-	-	48	605
三原市	23	-	649	29	-	-	-	-	-	78	779
尾道市	5	-	103	33	-	23	-	-	-	76	240
大竹市	-	-	56	-	-	-	-	10	-	18	84
東広島市	19	-	315	21	-	-	12	10	-	90	467
廿日市市	22	-	106	7	66	-	12	22	-	62	297
安芸高田市	-	-	42	-	-	-	-	-	-	-	42
江田島市	-	9	17	28	-	-	-	-	-	14	68
消防本部設置町計	-	-	63	8	-	5	-	-	-	81	157
府中町	-	-	10	-	-	-	-	-	-	61	71
北広島町	-	-	53	8	-	5	-	-	-	20	86
消防一部事務組合計	8	14	749	208	-	36	184	13	-	221	1,433
備北地区消防組合	-	14	117	9	-	11	31	-	-	63	245
福山地区消防組合	8	-	632	199	-	25	153	13	-	158	1,188

(注) 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。
 なお、火災の場合には、救助活動を行った火災に出動したすべての人員をいう。

第2-19表 事故種別救助活動人員

(平成25年中 単位：人)

区分 消防本部名	火 災		交通 事故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	13	2	379	72	1	18	164	6	-	179	834
消防本部設置市計	12	1	285	56	1	14	144	5	-	140	658
広島市	5	-	89	34	-	9	139	1	-	93	370
呉市	2	-	31	10	-	3	-	-	-	3	49
三原市	1	-	89	3	-	-	-	-	-	9	102
尾道市	-	-	15	2	-	2	-	-	-	7	26
大竹市	-	-	5	-	-	-	-	1	-	2	8
東広島市	3	-	37	2	-	-	3	1	-	15	61
廿日市市	1	-	11	1	1	-	2	2	-	9	27
安芸高田市	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	6
江田島市	-	1	2	4	-	-	-	-	-	2	9
消防本部設置町計	-	-	12	1	-	1	-	-	-	11	25
府中町	-	-	1	-	-	-	-	-	-	7	8
北広島町	-	-	11	1	-	1	-	-	-	4	17
消防一部事務組合計	1	1	82	15	-	3	20	1	-	28	151
備北地区消防組合	-	1	19	1	-	1	5	-	-	9	36
福山地区消防組合	1	-	63	14	-	2	15	1	-	19	115

(注) 「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち、実際に救助活動を行った人員をいう。

第2-20表 事故種別救助出動車両等台数

(平成25年中 単位：台)

区分 団体名	火 災		交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械による 事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他の 事故	計
	建 物	建物以外									
県計	132	13	2,607	603	21	137	922	33	-	1,531	5,999
消防本部設置市計	122	9	1,792	485	17	101	772	29	-	1,345	4,672
広島市	52	-	795	303	-	65	762	17	-	1,039	3,033
呉市	15	-	153	73	-	21	-	-	-	17	279
三原市	8	-	292	20	-	3	-	-	-	32	355
尾道市	8	-	77	27	-	9	-	-	-	27	148
大竹市	-	-	25	3	-	-	-	3	-	6	37
東広島市	31	4	341	15	-	3	4	3	-	188	589
廿日市市	8	-	60	5	17	-	6	6	-	21	123
安芸高田市	-	-	27	-	-	-	-	-	-	7	34
江田島市	-	5	22	39	-	-	-	-	-	8	74
消防本部設置町計	-	-	68	3	-	5	2	-	-	41	119
府中町	-	-	26	-	-	-	-	-	-	28	54
北広島町	-	-	42	3	-	5	2	-	-	13	65
消防一部事務組合計	10	4	747	115	4	31	148	4	-	145	1,208
備北地区消防組合	-	4	116	10	-	9	22	-	-	32	193
福山地区消防組合	10	-	631	105	4	22	126	4	-	113	1,015

(注) 「救助出動車両等」とは、救助活動を行うために出動したすべての車両等をいう。

第2-21表 事故種別救助活動車両等台数

(平成25年中 単位：台)

区分 消防本部名	火 災		交通 事故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	46	9	845	204	17	50	208	17	-	311	1,707
消防本部設置市計	44	6	581	133	17	37	153	13	-	221	1,205
広島市	5	-	88	42	-	9	147	1	-	104	396
呉市	15	-	107	50	-	21	-	-	-	16	209
三原市	8	-	193	8	-	-	-	-	-	25	234
尾道市	2	-	32	12	-	7	-	-	-	20	73
大竹市	-	-	17	-	-	-	-	3	-	4	24
東広島市	6	3	94	6	-	-	3	3	-	30	145
廿日市市	8	-	32	2	17	-	3	6	-	16	84
安芸高田市	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	11
江田島市	-	3	7	13	-	-	-	-	-	6	29
消防本部設置町計	-	-	24	3	-	2	-	-	-	26	55
府中町	-	-	3	-	-	-	-	-	-	20	23
北広島町	-	-	21	3	-	2	-	-	-	6	32
消防一部事務組合計	2	3	240	68	-	11	55	4	-	64	447
備北地区消防組合	-	3	33	3	-	3	10	-	-	20	72
福山地区消防組合	2	-	207	65	-	8	45	4	-	44	375

(注) 「救助活動車両等」とは、出動車両等のうち、実際に活動した車両等をいう。

